



認定新規就農者の経営開始を応援します ～ご利用可能な資金制度のご紹介～

資金制度の概要

ご利用 いただける方	認定新規就農者 (市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人)			
資金の 使いみち	農業資材 などの経費	施設・ 機械など	家畜導入・ 果樹育成 など	借地料な どの一括 払い 農地など の取得
対象資金	青年等就農資金		経営体育成強化資金	
融資条件	融資期間	17年以内		25年以内
	うち 据置期間	5年以内		3年以内 ➢ 農地等取得の特例 負担額1,000万円まで5年以内
	融資 限度額	3,700万円 (特認1億円)		負担額の80% かつ 個人1億5,000万円 法人5億円以内 ➢ 農地等取得の特例 負担額1,000万円まで負担額 の100%
	金利	無利子		・ % (年 月 日現在)
	担保・ 保証人	担保：原則として 融資対象物件のみ 保証人：原則として 個人の場合は不要 法人で必要な場合は 代表者のみ		ご相談の上、決めさせていた だきます

青年等就農計画制度について

※詳しくは農林水産省のウェブサイトなどでご確認ください。

● 青年等就農計画の対象となる方

新たに農業経営を営もうとする青年等※で、青年等就農計画を作成して市町村から認定を受けることを希望する方

※以下にあてはまる方。農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない方を含み、認定農業者を除きます。

- ・ 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・ 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
- ・ 上記の者が役員の過半数を占める法人

● 青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施

- ①その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
- ②その計画が達成される見込みが確実であること 等

● 認定新規就農者が利用できる制度（抜粋）

- ・ 青年等就農資金
- ・ 農業次世代人材投資事業（経営開始型）
- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、地域担い手育成支援タイプ又は先進的農業経営確立支援タイプ（融資主体補助型）

- 青年等就農計画の認定の仕組み -

● 都道府県

【基本方針】

青年等の目標とすべき農業経営の基本的指標

基本構想の協議



基本方針に即した
基本構想に同意

● 市町村

【基本構想】

青年等の目標とすべき農業経営の指標

青年等就農計画の
認定申請



基本構想に照らし
適切な青年等就農
計画を認定

● 認定新規就農者

【青年等就農計画】

就農準備と資金のご利用にあたっては、地域の相談窓口が皆さまを応援します

■ 新たに就農（農業経営の開始）を希望される方には、農地・資金・技術習得など就農に向けたお役立ち情報を提供するほか、研修など就農に向けた準備や青年等就農計画の作成をスムーズに進められるよう、地域の相談窓口が皆さまをサポートします。

■ 都道府県（普及指導センター）等の地域の機関が、事業の具体的な内容や収支はどうなるかといった内容の経営改善資金計画の作成にあたって、お手伝いします。

【ご相談窓口】市町村、都道府県（普及指導センター）、都道府県青年農業者等育成センター等のほか最寄りの窓口機関（日本公庫・農協・銀行等）でもご相談をお受けします。

ご留意いただきたい事項

■ 国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む）は、青年等就農資金の融資の対象となりません。ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業（強い農業・担い手づくり総合支援交付金の一部等）は青年等就農資金の対象となります。

■ 青年等就農資金は毎年度、国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合があります。

■ 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

■ 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。

■ 右記から「新規就農・農業参入支援」ウェブサイトもご利用ください。



日本政策金融公庫
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

支店一覧はこちら





青年等就農資金

新たに農業経営にチャレンジする
認定新規就農者を応援する無利子
の資金です。

ご利用いただける方

認定新規就農者

※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人

資金の使いみち

青年等就農計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となります。

借地料などの一括支払い

農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどが対象となります。

※ 農地の取得費用は対象となりません。

その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となります。

ご融資条件

融 資 期 間：１７年以内（うち据置期間５年以内）

融 資 限 度 額：３，７００万円（特認１億円）

金 利：無 利 子 （お借入の全期間にわたり無利子です）

担 保：原則として、融資対象物件のみ

保 証 人：原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ

資金ご利用のイメージ

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。
普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。
青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。

(計画1年目) ハウス20aの建設、経営開始に必要な資材代等
(計画3年目) ハウス10aの増設、規模拡大に必要な資材代等
(計画5年目) イチゴ直売所の設置
：
(計画期間満了後) 認定農業者となり、更なる経営発展を目指す ← スーパーL資金等を利用

← 青年等就農資金を利用

農地等の取得にご利用いただける資金

認定新規就農者の方が農地等を取得される場合には、経営体育成強化資金(有利子)をご利用いただけます。

ご利用条件等

借入額が1,000万円以下の場合、

① 融資率100% ② 償還期限25年以内(うち据置期間5年以内)

就農準備と資金のご利用にあたっては、地域の相談窓口が皆さまを応援します

- ◆ 新たに就農(農業経営の開始)を希望される方には、農地・資金・技術習得など就農に向けたお役立ち情報を提供するほか、研修など就農に向けた準備や青年等就農計画の作成をスムーズに進められるよう、地域の相談窓口が皆さまをサポートします。
- ◆ 事業の具体的な内容や収支の内容を記載する経営改善資金計画の作成にあたって、都道府県(普及指導センター)等の地域の機関が、お手伝いします。

【ご相談窓口】：市町村、都道府県(普及指導センター)、都道府県青年農業者等育成センター等のほか最寄りの窓口機関(日本公庫・農協・銀行等)でも相談を受け付けます。

ご留意いただきたい事項

- 国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)は、本資金の対象となりません。ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業(強い農業・担い手づくり総合支援交付金の一部等)は対象となります。
- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 本資金は、毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。
- 右記から「新規就農・農業参入支援」ウェブサイトもご利用ください。



日本政策金融公庫
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

支店一覧はこちら



青年等就農資金の手続きの流れと 関係機関の役割・連携について

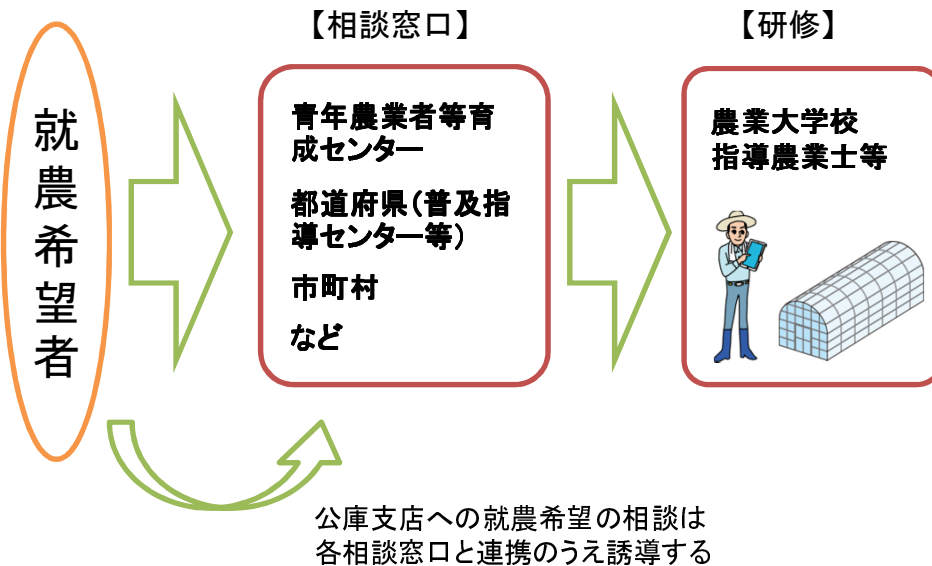
《手続きの流れ》

1. 就農相談への対応
↓
2. 青年等就農計画の認定手続き
↓
3. 経営改善資金計画の認定手続き
↓
4. 貸付決定・貸付実行手続き
↓
5. フォローアップ（実績確認と必要に応じた支援）

令和2年5月28日
(株)日本政策金融公庫
東京支店 農林水産事業

1. 就農相談への対応

■ 相談窓口と研修制度について



■ 就農相談時における関係機関の主な役割

青年農業者等育成センター	【相談窓口】 情報提供、支援ツール(研修斡旋)の提供 等
都道府県(普及指導センター等)	【相談窓口】 情報提供、各種相談会、支援ツール(単独補助事業)提供、研修斡旋、就農具体化へ向けた指導・助言 等
市町村	【相談窓口】 情報提供、支援ツール(住宅・農地等支援)の提供、相談窓口への誘導 等
農業大学校指導農業士等	【研修先】 相当期間の研修受け入れ
公庫・JA 等	情報提供、相談窓口への誘導 等

■ 相談窓口との連携・役割について

- 相談窓口は、都道府県に設置される青年農業者等育成センター(以下、育成センター)・都道府県(普及指導センター等)・市町村となることが一般的だが、地域によって異なる。
- そのため、相談窓口の状況や窓口への誘導の仕方については、都道府県や市町村など関係機関と連携し、調整する必要がある。

農業経営基盤強化促進法の基本要綱(以下、強化法基本要綱)第5の2の14の(2)参照

- ・育成センターは青年等からの就農相談に応じる。
- ・都道府県・育成センターは認定新規就農者への指導・助言を積極的に行う。
- ・関係機関等は相互に連携を図り、助言・指導等の的確な実施が確保されるよう配慮する。

■ 就農希望者の育成について(参考)

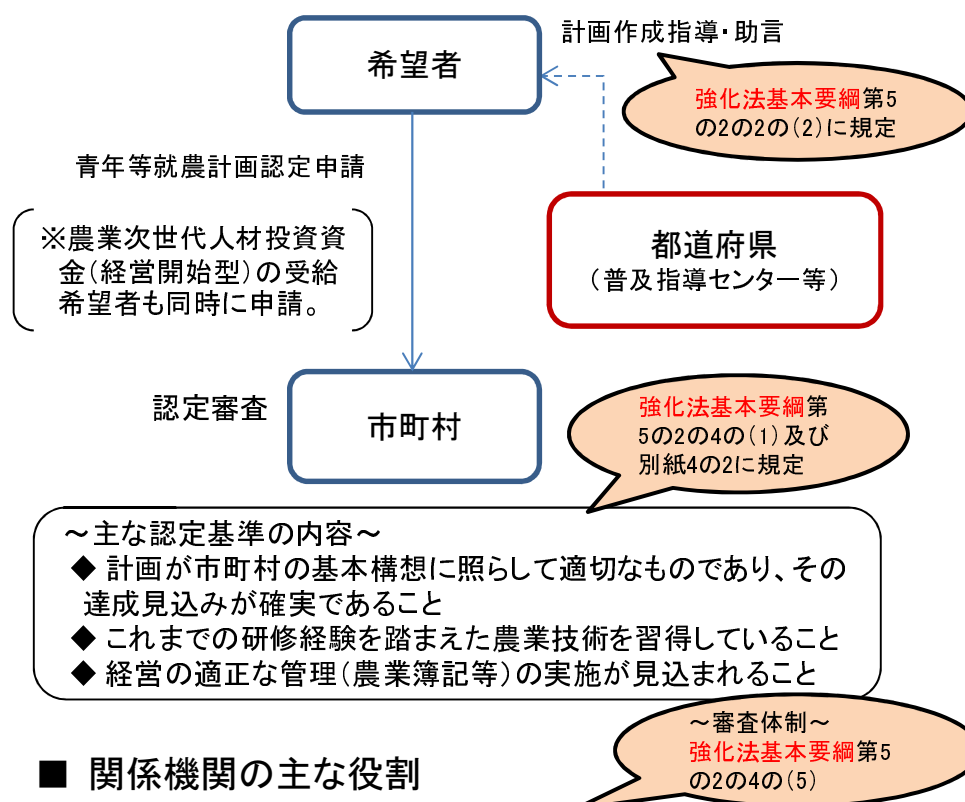
新規就農希望者 に対する一般的な支援のステップは、

- ① 相談初期は、都道府県(普及指導センター等)や育成センター等の関係機関が、就農希望者からの就農相談を受け付け、
- ② 就農を希望する者に対しては、準備段階として相当期間の研修により技術を習得させ、(農業次世代人材投資資金(準備型)・都道府県の助成制度など)
- ③ 研修後は、経営開始に必要な設備投資(融資)の検討と計画作成を行い、(青年等就農計画認定・農業次世代人材投資資金(経営開始型)など)
- ④ 経営開始後は定着に向けて、関係機関が指導・助言を行う

という一連の流れになる。

2. 青年等就農計画の認定手続き

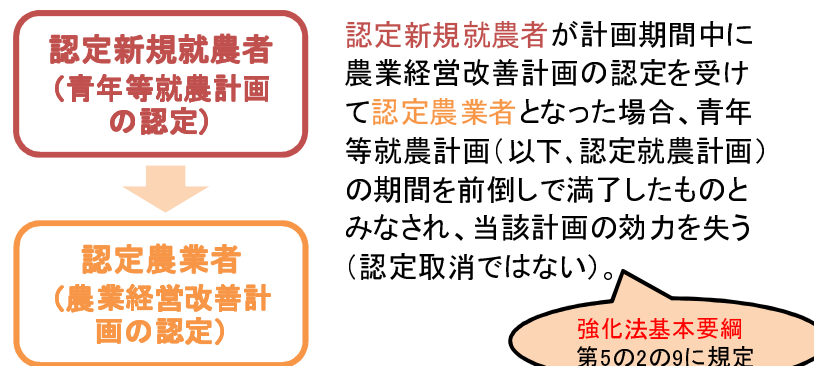
■ 青年等就農計画の作成から認定までの流れ



■ 関係機関の主な役割

市町村	認定主体(関係機関との窓口・調整) ・基本構想に照らして適切か否かを判断
都道府県 (普及指導センター等)	計画作成に係る濃密な指導・助言 ・研修経験を踏まえた技術力等を審査
育成センター	計画作成に係る濃密な指導・助言
農業委員会	必要に応じ、農地利用等に関する指導・助言
JA 等	必要に応じ、計画作成に係る指導・助言

(参考1) 認定新規就農者と認定農業者の関係



(参考2) 認定新規就農者の主なメリット措置

	名称等	主なメリット(特例)措置内容
制度資金	青年等就農資金	無利子、担保:融資対象物件のみ、保証人:個人は不要、法人は必要な場合代表者のみ
	経営体育成強化資金	就農計画に基づく農地などの取得について ①1,000万円まで融資率100% ②据置期間5年(通常3年)
	農業近代化資金	償還期限・据置期間の特例
その他	農業次世代人材投資資金(経営開始型)	詳細は以下(参考3)のとおり

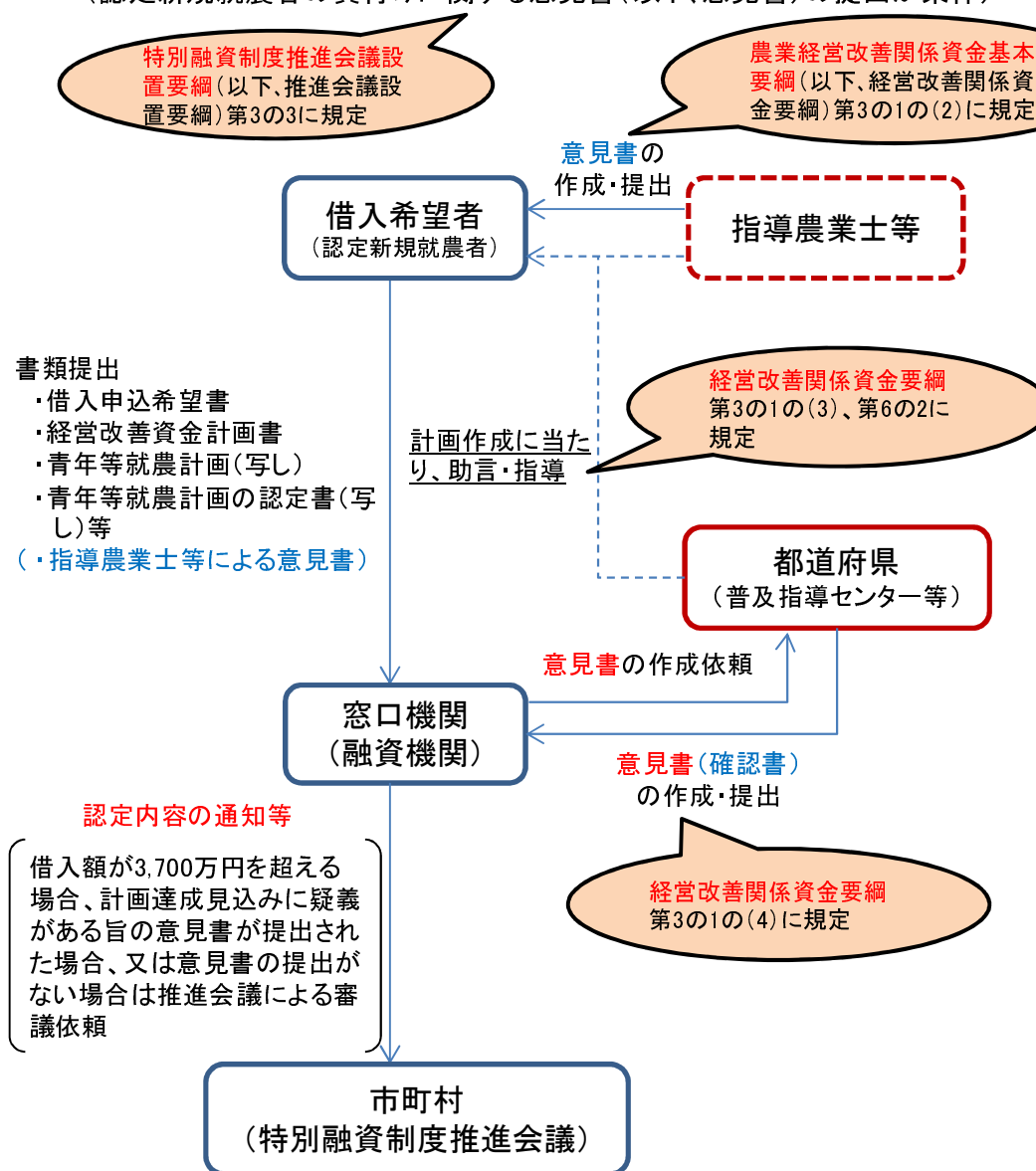
(参考3) 農業次世代人材投資資金

	主な対象要件	交付主体	交付内容	停止条件等
準備型	原則50歳未満	都道府県 (育成センター)	年間150万円 最長2年間	就農しない場合、返還等
経営開始型	認定新規就農者かつ原則50歳未満	市町村	年間最大150万円(前年所得に応じて変動) 最長5年間	前年所得350万円以上の場合、停止等

3. 経営改善資金計画の認定手続き

■ 原則、融資機関事務委任方式

(認定新規就農者の貸付けに関する意見書(以下、意見書)の提出が条件)



☞ 意見書とは

- 都道府県(普及指導センター等)及び農業経営の指導等を適切に行うことができる指導農業士等が、貸付けに関する意見書として窓口機関へ提出するもので、その趣旨は、指導等を行った機関が意見を付すことによって、認定手続きの円滑化・効率化を図るもの。
- 意見書には、「計画達成の見込み」のほか、「適性・意欲」・「技術・知識」の妥当性や、就農後の「指導支援体制」について記載される。

☞ 都道府県が作成する確認書について

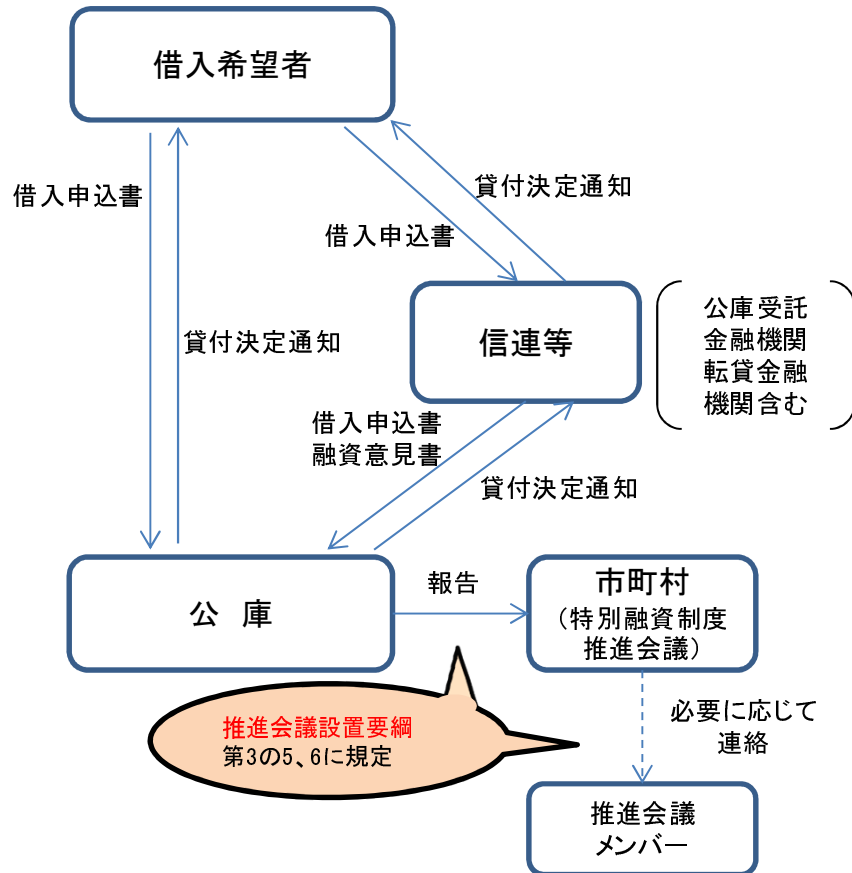
- 認定新規就農者から計画書等を受領した窓口機関は、指導農業士等の意見書が付された場合であっても、都道府県(普及指導センター等)に対し、意見書の作成を依頼する。
なお、経営改善関係資金要綱第5の2の(2)では、窓口機関は都道府県(普及指導センター等)に關係書類の写しを送付することとされている。
- 意見書の作成依頼を受けた都道府県は、指導農業士等の意見書が付されている場合、都道府県が作成する意見書に代えて、当該意見書の内容が適切であると判断したうえで、確認書を提出することができる。(適切と判断できない場合は、自ら意見書を作成のうえ提出する。)

☞ 計画作成指導について

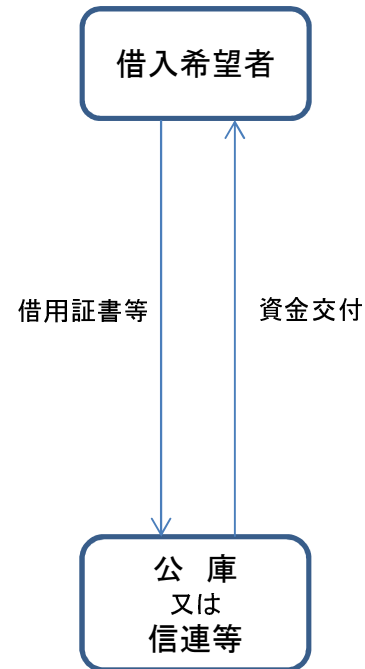
- 計画作成に当たり、借入希望者は関係機関等に助言・指導の相談ができることとされ(経営改善関係資金要綱第3の1の(3))、特に認定新規就農者の場合は、普及指導センターが濃密な指導を行うこととされている(同要綱第6の2)。

4. 貸付決定・貸付実行手続き

■ 貸付決定手続き



■ 貸付実行手続き



借入希望者が未成年者の場合(※)

- ・親権者または後見人の同意書 (様式K-170号・E-52号)を提出させる。

※「青年」は原則として18歳以上45歳未満と定義



公庫支店では、融資契約時などにおいて、指導・教育の観点からも、毎期の税務申告、融資機関への決算書類等の提出義務について周知・徹底する。

青年等就農資金は、

- ・非転貸の場合は、実質無担保・無保証人 (委託貸付の場合は、C方式・無代弁(転貸除く))
- ・転貸の場合は、農業信用基金協会保証を措置 (転貸先は原則、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の連帯保証人なし、で保証を受けられる)

経営改善関係資金要綱 第3の3の(3)に規定

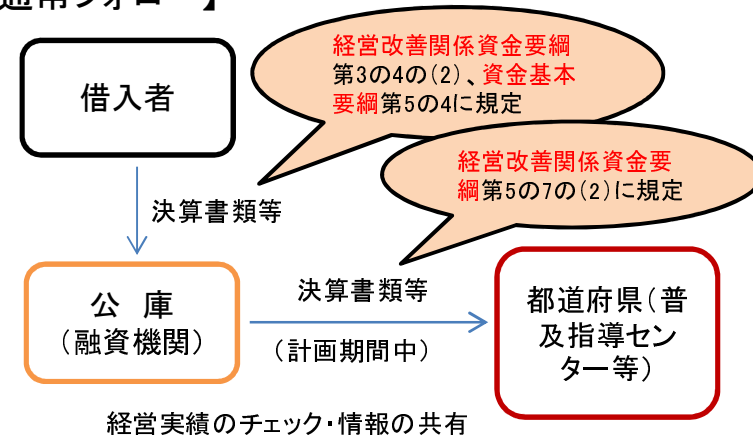
経営改善関係資金要綱 第3の4の(2)、青年等就農資金基本要綱 (以下、資金基本要綱) 第5の4に規定

5. フォローアップ(実績確認と必要に応じた支援)

■ 平常時 … 【通常フォロー】

- ・ 公庫は每期、借入者から決算書類等の提出を受け、融資後の経営実績をチェックする。
- ・ 公庫は受領した決算書類等を都道府県(普及指導センター等)へ提供し、経営実績を共有するとともに、必要に応じて借入者の経営実態・近況等について情報交換する。
- ・ 計画が下振れするなど資金繰りに懸念が生じる場合や、経営改善に向けた支援が必要と判断される場合には、濃密フォローに移行する。

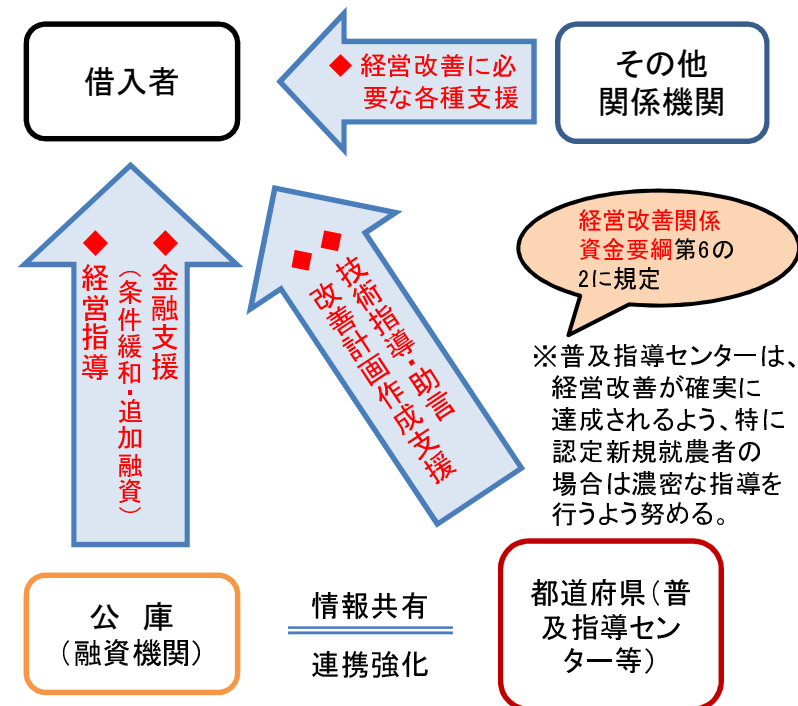
【通常フォロー】



■ 経営不振時・支援必要時 … 【濃密フォロー】

- ・ 関係機関が連携して経営改善に向けた支援を行う。必要に応じ、農業経営相談所等を通じた支援も検討する。
- ・ 特に都道府県(普及指導センター等)と公庫は連携を強化して、支援にあたる。

【濃密フォロー】



都道府県 (普及指導センター等)	・ 技術的な指導・助言(不振原因の分析等) ・ 経営改善計画の作成支援
公庫 (融資機関)	・ 金融支援(①②の順で検討) ① 条件緩和(中間据置の設定など)の検討 ② 運転資金融資の検討 (不振原因と改善の方向性を確認のうえ、必要額を融資) ・ 農業経営アドバイザーによる経営指導 ・ 課題解決サポート事業による外部専門家の活用
その他 関係機関	・ 必要に応じ、農業経営相談所等を通じて、関係機関が連携して、経営改善に必要な支援を実施